

ものづくりコーディネーター支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

ものづくりコーディネーター支援業務

(2) 実施目的

本市では、生駒市商工観光ビジョンの中で工業分野の目標として、事業継続に向けた「ものづくり操業環境の確保」を掲げ、製造業者への訪問と意見交換の場の設置及び支援機関と連携した経営支援を推進していくこととしている。

また、令和5年度の生駒市商工観光ビジョン改定時のアンケート調査により、製造業者は、技術力、量産体制及び短納期対応等の強みを持つ一方で、製品開発力、企画力、販売力及びブランド力等については課題が多いことがわかった。

こうした現状を踏まえたうえで、目標の実現に向け、技術的分野や経営分野に係るノウハウを持つ専門家（以下「コーディネーター」という。）を配して課題を調査し、解決に向けた支援を行うものである。

(3) 業務内容

- ①説明会、セミナー及び交流会開催業務
- ②現状把握及び伴走支援業務
- ③運営管理業務

詳細は別紙「ものづくりコーディネーター支援業務仕様書」を参照のこと

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

3,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

尚、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦ 過去10年間に於いて国、地方公共団体や民間企業等の技術的支援又は経営支援業務の受注実績があり、契約期間を通して資格要件を満たすコーディネーターを1名以上配することができること。

(2) グループによる提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格(1)①～⑥を満たすこととし、グループ代表者は、⑦についても満たさなければならない。また、このグループ代表者の責任において本業務全体の進捗管理及びとりまとめ等を行うこととする。

なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和6年6月10日（月）正午まで

(2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。

（電子メールアドレス） keizai@city.ikoma.lg.jp

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日 令和6年6月13日（木）

(4) 回答方法 午後5時までに生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～キは原本1部・副本6部、ク～サは原本1部。なお、本市の令和6年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、ク～サを省略することができる。

ア 会社概要（様式3）

グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

イ 業務実績調書（様式4）

（ア）業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（紙媒体、データ媒体等）がある場合は添付すること。

（イ）グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

ウ 担当者名簿（様式5）

エ 再委託調書（様式6）

再委託する場合のみ

オ グループ協定書（様式7）

グループによる提案の場合のみ

カ 企画提案書（様式任意。但し、【参考様式】コーディネーターの経歴等を含めること。）

別紙「ものづくりコーディネーター支援業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」

に基づき作成すること。

キ 参考見積書（様式任意）

事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

ク 印鑑証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】

ケ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

サ 誓約書（様式8）

グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限 令和6年6月25日（火）正午まで（必着）

② 提出場所 生駒市 地域活力創生部 商工観光課 企業立地雇用係（市役所2階26番窓口）

③ 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者5者を選考する。ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和6年7月1日（月）（予定）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対して企画提案についてのヒアリング等を実施し、審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。この際、事前に提出した企画提案書以外の資料を用いることは認めない。また、説明者には、様式5に記載された責任者及びコーディネーターを含むこととし、人数は計3名以内とする。原則として、様式5に記載された者以外の出席は認めない。

なお、やむを得ない事情で来訪できない者がある場合、事前の申し出により1名のみwebによる参加を認める。その場合であっても、責任者又はコーディネーターのいずれかは必ず来訪することとし、途中からの参加や退席は認めない。

実施日：令和6年7月2日（火）（予定）

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。

なお、選考を通過された者のみ第2次審査の日程等を電話または電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を郵送により通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 企画提案書・ヒアリング 90点／110点

(2) 業務実績 10点／110点

業務実績調書（様式4）により評価する。注意事項に留意して記載すること。

(3) 参考見積書 10点／110点

8 日程

公示	6月 5日(水)
質問受付締切	6月10日(月)正午まで
質問回答	6月13日(木)午後5時までにホームページに掲載
企画提案書等受付締切	6月25日(木)正午まで
第1次審査(予定)	7月 1日(月)
第2次審査(予定)	7月 2日(火)
選定結果通知(予定)	7月 4日(木)午後5時までにホームページに掲載
契約締結(予定)	7月中旬
業務開始(予定)	7月中旬以降

9 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「**2 業務に要する費用（予定価格）**」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書作成にあたっては、「生駒市商工観光ビジョン」により、本市の現状や課題、施策の方向等を十分理解すること。
- (2) 企画提案書作成にあたり、セミナー等開催会場の候補とする会場について予め確認をすること。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しないとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (8) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市地域活力創生部 商工観光課 企業立地雇用係 担当：鈴木・田中

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111（内線）2270 E-mail：keizai@city.ikoma.lg.jp